

平成28年(ワ)第380号放送法遵守義務確認等請求事件(第1事件)

平成28年(ワ)第696号放送法順守義務確認等請求事件(第2事件)

平成29年(ワ)第137号放送法順守義務確認等請求事件(第3事件)

平成29年(ワ)第466号放送法順守義務確認等請求事件(第4事件)

第1事件原告 宮内正巖

第2事件原告 溝川悠介外44名

第3事件原告 北野重一外57名

第4事件原告 高桑次郎外21名

被 告 日本放送協会

原告準備書面(十七)

2019年2月25日

奈良地方裁判所 民事部1B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理



弁護士 白井 啓太郎



弁護士 安藤 昌司



弁護士 辰巳 創史



弁護士 星 雄介



弁護士 阪口 徳雄



原告宮内正巖及び原告溝川悠介代理人

弁護士 今治 周平



原告宮内正巖、原告溝川悠介、原告北野重一及び原告高桑次郎代理人

弁護士 松本 恒平



1 最判平成29年12月6日を根拠とする主張に対する反論

(1) 被告の主張

被告は、「最高裁判所平成29年12月6日付大法廷判決は、放送法64条1項所定の受信契約締結義務の強制は「民法及び民事訴訟法の各規定により実現されるものとして規定された」（甲62の11頁）と判示しており、同判決は、被告と受信設備設置者との関係が私法上の法律関係であることを当然の前提とするものである」とし、「被告と放送受信者との関係が公法関係にないことは明らか」と述べる（答弁書2頁）。

(2) 被告の指摘する最高裁判例は放送法4条について述べたものではないこと

しかし、被告が指摘する最高裁判所平成29年12月6日付大法廷判決は、放送法64条1項の受信契約の締結強制の規定について、民法及び民事訴訟法の各規定により実現されるものと述べているにすぎないのであって、放送法4条について述べたものではない。

また、同最判は、「放送は、憲法21条が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものである。放送法が、『放送が国民に最大限に普及され、その効用をもたらすことを保障すること』、『放送の不偏不当、真実及び自律に保障することによって、放送による表現の自由を確保すること』及び『放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること』という原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図る目的として（1条）制定されたのは、上記のような放送の意義を反映したものにほかならない」と述べ（甲62の9頁）、放送法につき国民の知る権利を実現する法制度であると位置づけているのであり、放送法を「公共の福祉に適合」という、あえて公益私益を区別するのであれば、私益実現を目的とする法律とは位置付けていない。そして私益とは区別される利益は、これを法律関係とみるのであれば、公法上

の法律関係というべきであろう。しかも被告は、過去に公法上の義務という、公法上の法律関係に当たる語を用いていたのである。したがって原告は公法上の法律関係訴訟としても、本件を主張しているにすぎない。同最判が述べているのは、国民の知る権利を実現する法制度の中で、受信契約の締結強制の規定（放送法64条1項）については民事の法制度を用いると述べているにすぎず、放送法全体を通して、放送受信者と被告との関係が私法関係にあると述べているわけではない。

2 別訴控訴審判決を根拠とする主張に対する反論

(1) 被告の主張

被告は、国際放送実施要請違法無効確認請求事件の控訴審判決（甲123）が、「被控訴人NHKがそのような放送を行うべき義務は、広く公共に対する義務であって、控訴人らをはじめとする個々の放送受信契約の相手方に対する義務とはいえない」としていることを理由に、「同事件の判決は、むしろ、本訴における被告の主張の正当性を一層裏付けるものである」と主張している（答弁書3頁）。

(2) 原告らは被告の別訴における主張を指摘しているにとどまること

しかし、原告らの当該箇所における主張は、被告が別訴において放送法上の義務を「公法上の義務」と表現していたこと（甲96の122頁の左欄）を指摘したものにすぎないのであって、裁判所の判断を指摘しているものではない。

別訴において、被告自ら「公法上の義務」と述べているにもかかわらず、本訴において被告と放送受信者との関係を私法関係と主張するのは、自己矛盾であると述べているのである。

3 放送法4条が抽象的義務を定めたものとする主張に対する反論

(1) 被告の主張

被告は、「受信契約者との間の契約内容は、総務大臣の認可を受けて定める

日本放送協会放送受信規約によるところ（放送法64条3項）、放送受信規約には、番組内容に関する被告の具体的義務は何ら定めていない」（答弁書3頁）として、放送法第4条1項各号は抽象的義務ではないと述べる。

(2) 追加的訴えの変更における請求は契約に基づく義務ではないこと

しかし、原告らが追加的訴えの変更において述べているのは、契約内容として放送法第4条1項各号の義務ではなく、放送法第4条1項各号から直接的に導かれる具体的義務であることから、被告の反論は失当である。

4 原告第14準備書面における引用文献の評価に関する主張に対する反論

(1) 被告の主張

被告は、「堀部政男氏や塩野宏氏の論文等挙げて、放送法4条1項各号が具体的義務であると主張しているが、いずれもそのような趣旨によるものでないことは、文理上明らか」（答弁書4頁）と述べる。

(2) 被告が放送内容について個別の放送受信者に対して負う具体的義務があると指摘していることは文理上明らかであること

しかし、被告が指摘する「文理上明らか」とは、いかなる意味で「文理上明らか」なのか明らかでないし、むしろ、原告らが引用した文献において、被告が放送内容について個別の放送受信者に対し負うべき具体的義務があるという趣旨が述べられていることは、文理上明らかである。

例えば、原告らが十四準備書面で引用した「放送制度—その現状の展望—1〔日本放送出版協会244頁〕」（甲98）における塩野宏東京大学名誉教授の発言は、次のような文脈においてなされたものである。

【甲98：244頁の該当箇所を引用（下線は原告ら代理人が挿入）】

内川 塩野さんにお尋ねします。かりに受信者の権利を法的に構成するとすれば、考え方としては、一つは受信者に一般的に良好な放送を受信する権利があるとする考え方、もう一つは知る権利の考え方が想定できるというふうにおっしゃったんですが、前者の場合、一般的に良好

な放送を受信する権利という場合の”良好な放送”というのはいくらか。よく映る、映らないの技術的レベルでの良好なのか、それとも内容、番組の質の問題を含んでの良好なのか、その点はいかがでしょうか。

塩野 グッド・ブロードキャスティング、質にかかわるという意味です。

伊藤 質から見ても非常に良質のものというのが、番組基準に沿ったような、四四条にあったような放送という意味ですか。

塩野 その場合、いろいろ問題があるわけで、最低基準のところの問題と、ベターという観念を入れる場合とで、二つ違ったアプローチができると思うんです。かりに最低基準の場合、そしてそれが一般公衆というよりも、自分の利益を侵害するということになれば裁判所に対して、手続き的な権利を抜きにして主張できることも可能だと思うんです。

上記の文脈からすると、塩野教授は、受信者が一般的に良好な放送を受信する法的権利についてその良好な放送の内容をどのように捉えるのかという質問に対し、放送内容の「質」であると述べ、その放送内容が放送法4条1項各号に定める最低基準である番組準則を満たしておらず、個人の利益を侵害するというのであれば、受信者は裁判所に対して主張できると回答していることは明らかである。受信者が裁判所に対して主張できるという意味が、受信者が放送内容として最低基準を満たしておらず、受信者の利益を侵害している場合には、その救済を裁判所に求めることができる具体的権利を受信者が有していること、被告からすれば放送内容について放送受信者に対して負うべき具体的義務があることを指していることは文理上明らかである。

5 訴えの利益に関する主張に対する反論

(1) 被告の主張

被告は、「本件のように給付訴訟が提起されている場合、放送法第4条の遵

守義務に関する紛争解決としてはこれで足りることに変わりなく、原告らが確認請求を提起する利益はやはり認められない。」（答弁書4頁）と述べる。

(2) 確認の利益があること

原告らが給付訴訟（損害賠償請求）において述べている損害賠償請求権発生の根拠は放送受信契約における債務不履行であり、放送法上の義務（公法上の義務）に違反したことを根拠としていない。

また、放送受信契約の債務不履行に基づく損害賠償請求は、あくまでも過去の放送において侵害された利益を救済するために行われるものにすぎない。過去に損害が発生していなくとも、現在において放送法4条1項各号に反する放送がなされれば、原告準備書面（十四）でも述べたとおり、放送受信者の選挙権を侵害する現実的な危険性がある以上、かかる放送受信者の利益を保護するためには、過去における損害の賠償では適切な救済方法とはいえず、現在において被告に放送法4条1項各号を遵守する義務があることを確認しておくべき必要がある。

したがって、原告らが確認請求を提起する利益はある。

以上